

あさぎり町下水道事業経営戦略



令和4年3月

あさぎり町上下水道課

目 次

第1章 経営戦略策定の趣旨.....	2
1. 1 策定の趣旨	2
1. 2 基本事項と計画期間.....	2
第2章 事業概要.....	4
2. 1 事業の現況	4
2. 3 業務実績	13
2. 4 施設	15
2. 5 下水道料金体系	17
2. 6 組織	17
2. 7 これまでの主な経営健全化の取り組み.....	18
第3章 経営指標による評価.....	19
3. 1 類似団体との比較.....	19
3. 2 各指標の評価.....	20
第4章 将来の事業環境.....	30
4. 1 処理区域内人口の予測	30
4. 2 有収水量・処理水量の予測.....	30
4. 3 人口及び有収水量・処理水量予測結果.....	30
4. 4 料金収入の収支の見通し.....	31
4. 5 施設の見通し.....	32
4. 6 組織の見通し.....	33
第5章 経営戦略の基本方針.....	34
5. 1 理想像と目標.....	34
5. 2 経営指標における目標の設定	34
5. 3 経営戦略の方向性.....	35
5. 4 投資の効率化・財政の健全化	36
第6章 投資・財政計画.....	38
6. 1 投資目標	38
6. 2 投資・財政計画のうち収益的収支について	38
6. 3 投資・財政計画のうち資本的収支について	38
6. 4 投資・財政計画について.....	39
6. 5 投資・財政計画の考察	42
第7章 経営戦略の実施、事後検証、改定.....	43
用語説明	44

第1章 経営戦略策定の趣旨

1. 1 策定の趣旨

人口減少、施設老朽化等、下水道事業の経営環境が厳しくなる中で、サービスを安定的に継続するためには、不断の経営健全化に取り組むことが不可欠です。こうした問題意識に基づき、総務省は平成26年8月、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」を、全国の地方公共団体に対して通知しました。これは、各地方公共団体の公営企業に対して、中長期的な経営の基本方針である「経営戦略」を策定し、経営基盤と財務マネジメントの向上に取り組むことを求めるものです。

あさぎり町（以下、「本町」という。）では、安定的な下水道事業サービス継続のため、平成30年度に「あさぎり町ストックマネジメント基本計画」及び「あさぎり町球磨川上流流域関連特定環境保全公共下水道事業計画」を策定し、計画的な施設整備を進めてきました。

また、令和2年度（2020年度）に地方公営企業法を適用し、公営企業会計を導入しました。これにより、資産や経営状態を的確に把握することができ、経営の透明化を図ることが可能になります。

しかし、将来にわたって安定的に下水道事業を継続していくためには、「経営戦略」を策定し、それに基づいた経営基盤（財務、組織、人材等）の強化を図ることが欠かせません。本町においても、中長期的な視点から下水道事業および地域の現状と将来見通しを踏まえ、今後の経営環境の変化に適切に対応し、より一層の経営基盤の強化を図ることで将来にわたって安定的に事業を継続していくために「あさぎり町下水道事業経営戦略」を策定するものです。

1. 2 基本事項と計画期間

1) 基本事項

団体名：熊本県あさぎり町

事業名：下水道事業

策定日：令和4年3月

計画期間：令和4年度～令和13年度

2) 計画期間

「経営戦略策定・改定ガイドライン」における、「事業の特性、個々の団体・事業の普及状況、施設の老朽化状況、経営状況等を踏まえて、10年以上の合理的な期間を設定することが必要である」という考え方を踏まえ、令和4年度から令和13年度までの10年間を計画期間とします。

第2章 事業概要

2. 1 事業の現況

1) 地域特性の把握

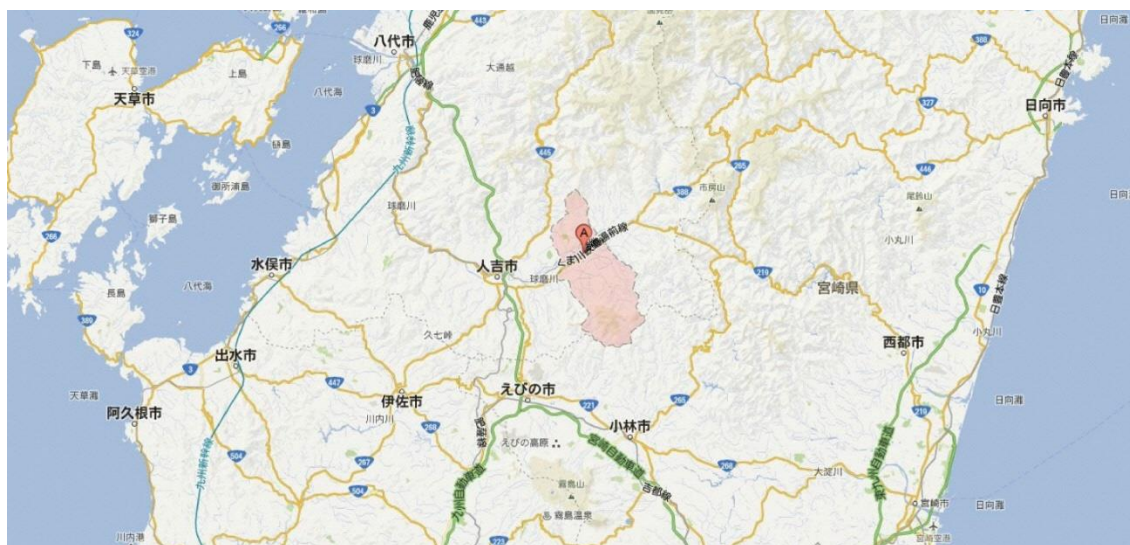
(1) 自然条件

①位置、地形及び面積

本町は、熊本県の南部、球磨盆地の中央部に位置し、東は多良木町、南は宮崎県えびの市および小林市、西は錦町、北は相良村に接しており、町域は南北 22.5km、東西 11.2km に亘り、面積は 159.56 km²です。

地形的には日本三大急流に数えられている球磨川が中央部を流れる盆地と、これを囲む白髪岳、黒原山等の山間地域からなり、両側の山地から流れ込む球磨川の支流に沿った形で緩やかな平地を形成しています。

図表 2-1 あさぎり町位置図



(注) 赤塗箇所はあさぎり町の位置を示す。

(2) 地質、気象等の概況

①地質

本町のある盆地は球磨盆地（人吉盆地）と呼ばれ、東西約 30km、南北約 15km に亘り、本町のほか人吉市、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村にま

たがっています。

球磨盆地は約 200 万年前から南九州が反時計回りに回転し、九州の西側を分裂させる地殻変動が始まり、入江や低地が形成されました。続いて肥薩火山群の活動によって低地が塞がれ、「古人吉湖」と呼ばれる湖となりました。この湖が約 100 万年前までに消失し、その跡が球磨盆地です。

鬼界カルデラから阿多カルデラ、始良カルデラを経て加久藤カルデラに続く火山性地溝帯の延長線上に位置し、盆地外を起源とする阿蘇火砕流、加久藤火砕流、入戸火砕流等の堆積物が地層として残されています。

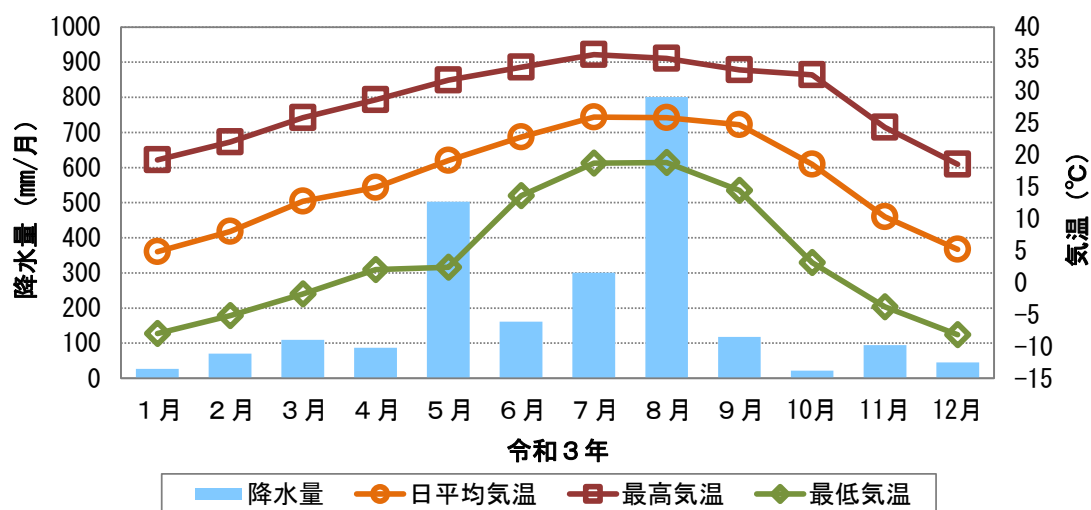
②気象

図表 2-2 あさぎり町の気象概況（令和 3 年）

月	降水量 (mm/月)	気温(°C)		
		日平均	最高	最低
1 月	27	4.8	19.2	-8
2 月	70	8	22	-5.2
3 月	109.5	12.7	25.8	-1.8
4 月	86.5	14.9	28.6	2
5 月	502.5	19.1	31.7	2.4
6 月	161.5	22.8	33.7	13.6
7 月	301	25.9	35.7	18.7
8 月	801	25.8	35.1	18.8
9 月	117.5	24.7	33.3	14.4
10 月	22	18.5	32.5	3.1
11 月	94	10.3	24.3	-3.8
12 月	45.5	5.2	18.5	-8.2

(出典) 気象庁 「観測地点 熊本県 上 2021 年 (月ごとの値) 主な要素」(過去の気象データ検索) より

図表 2-3 あさぎり町の気象概況（令和 3 年）



（出典）気象庁 「観測地点 熊本県 上 2021 年（月ごとの値） 主要要素」（過去の気象データ検索）より

（3）社会条件

①人口、世帯数

図表 2-4 人口および1世帯当たりの人員の推移

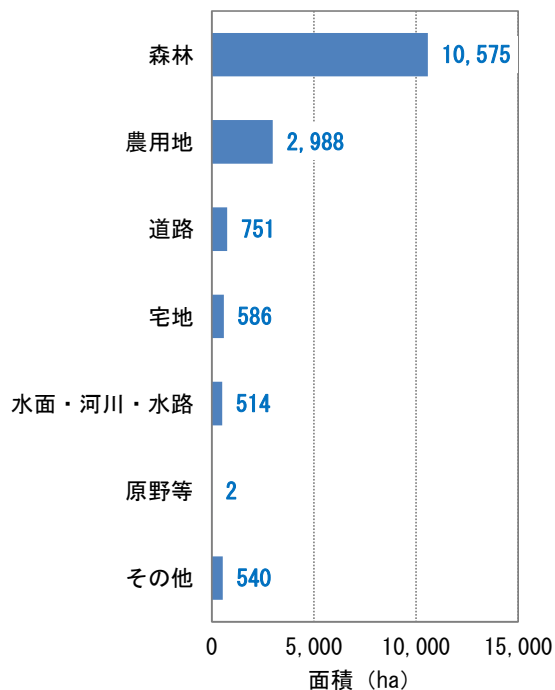
区分	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
行政区域内人口(人)	17,751	17,300	16,638	15,523	14,676
(旧 免田町)	5,991	6,012	5,834	5,519	5,403
(旧 上村)	5,404	5,218	5,093	4,667	4,293
(旧 岡原村)	2,935	2,821	2,656	2,504	2,318
(旧 須恵村)	1,471	1,372	1,246	1,182	1,138
(旧 深田村)	1,950	1,877	1,809	1,651	1,524
世帯総数(戸)	5,210	5,434	5,414	5,298	5,357
(旧 免田町)	1,919	—	2,050	2,033	2,119
(旧 上村)	1,593	—	1,671	1,607	1,570
(旧 岡原村)	814	—	788	776	787
(旧 須恵村)	349	—	368	366	359
(旧 深田村)	535	—	537	516	522
1世帯当たり人員(人/戸)	3.41	3.18	3.07	2.93	2.74

（出典）総務省「国勢調査」より ※平成 15 年 4 月 1 日に合併

②土地利用

図表 2-5 土地の利用状況

区分		面積 (ha)
農用地	田	2,560
	畑	428
森林	国有林	2,383
	民有林	8,192
水面・河川・水路	水面	19
	河川	270
	水路	225
道路	一般道路	411
	農道	227
	林道	113
宅地	住宅地	406
	工業用地	16
	その他住宅	164
原野等	原野等	2
その他	その他	540
計		15,956



(出典) あさぎり町「あさぎり町 2016 年町勢要覧」より

(4) 産業別就業者

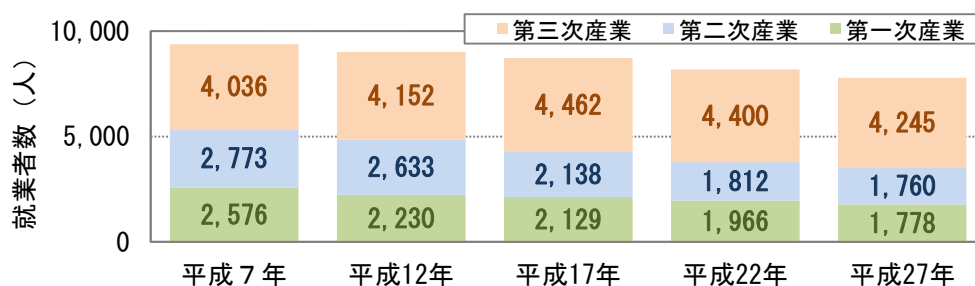
図表 2-6 産業別就業者の推移

(単位：人)

分類	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
第一次産業	2,576	2,230	2,129	1,966	1,778
第二次産業	2,773	2,633	2,138	1,812	1,760
第三次産業	4,036	4,152	4,462	4,400	4,245
計	9,385	9,015	8,729	8,178	7,783

(出典) 総務省「国勢調査」より

図表 2-7 産業別就業者の推移グラフ



(出典) 総務省「国勢調査」より

(5) 交通機関等の都市的制約

① 鉄道

図表 2-8 鉄道の状況

鉄道名	本町の有する駅
くま川鉄道	おかどめ幸福駅、あさぎり駅、東免田駅

② 主要道路

図表 2-9 主要道路の状況

分類	道 路 名
国道	国道 219 号
主要地方道	熊本県道 33 号 人吉水上線 熊本県道 43 号 錦湯前線 熊本県道 48 号 多良木相良線
一般県道	熊本県道 186 号 川瀬免田線 熊本県道 187 号 免田停車場線 熊本県道 260 号 皆越免田線 熊本県道 324 号 小枝深水線

2) 下水道事業の概要

(1) 特定環境保全公共下水道事業

図表 2-10 特定環境保全公共下水道事業の概要

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成 11 年度 (供用開始後 22 年)	法適 (全部適用・一部適用) 非適の区分	法適 (全部適用)
処理区域内人口 密度	18 人/ha	流域下水道等への接続の有無	有
処理区数 及び 処理区名	免田処理区	分区数	9 分区
	上処理区	分区数	4 分区
	岡原処理区	分区数	6 分区
	須恵処理区	分区数	3 分区
	深田処理区	分区数	3 分区

(2) 簡易排水施設事業

図表 2-11 簡易排水施設事業の概要

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成 11 年度 (供用開始後 22 年)	法適 (全部適用・一部適用) 非適の区分	法適 (全部適用)
処理区域内人口密度	45 人/ha	流域下水道等への接続の有無	無
処理区数 及び 処理区地区	1 区 深田地区旧草津山地区 (現: 古草城区の一部)		

3) 下水道事業の沿革

図表 2-12 下水道事業の沿革

年度	(旧) 免田町	(旧) 上村	(旧) 岡原村	(旧) 須恵村	(旧) 深田村
	免田処理区	上処理区	岡原処理区	須恵処理区	深田処理区
1993 (平成 5 年)	汚水管渠 築造工事 開始	汚水管渠 築造工事 開始			
1995 (平成 7 年)			汚水管渠 築造工事 開始	汚水管渠 築造工事 開始	汚水管渠 築造工事 開始
1997 (平成 9 年)					簡易排水 施設・管渠 工事開始
1998 (平成 10 年)					簡易排水 施設・管渠 工事完了
1999 (平成 11 年)	球磨川上流流域下水道 供用開始				
平成 15 年 4 月 1 日 あさぎり町誕生					
2003 (平成 15 年)	事業認可予定処理区域 486.7ヘクタール				
2015 (平成 27 年)	汚水管渠 築造工事 完了	汚水管渠 築造工事 完了	汚水管渠 築造工事 完了	汚水管渠 築造工事 完了	汚水管渠 築造工事 完了
2010 (平成 22 年)	事業認可予定処理区域 666.6ヘクタールに変更				
2018 (平成 30 年)	事業認可予定処理区域 668.1ヘクタールに変更				

4) 事業計画の概要

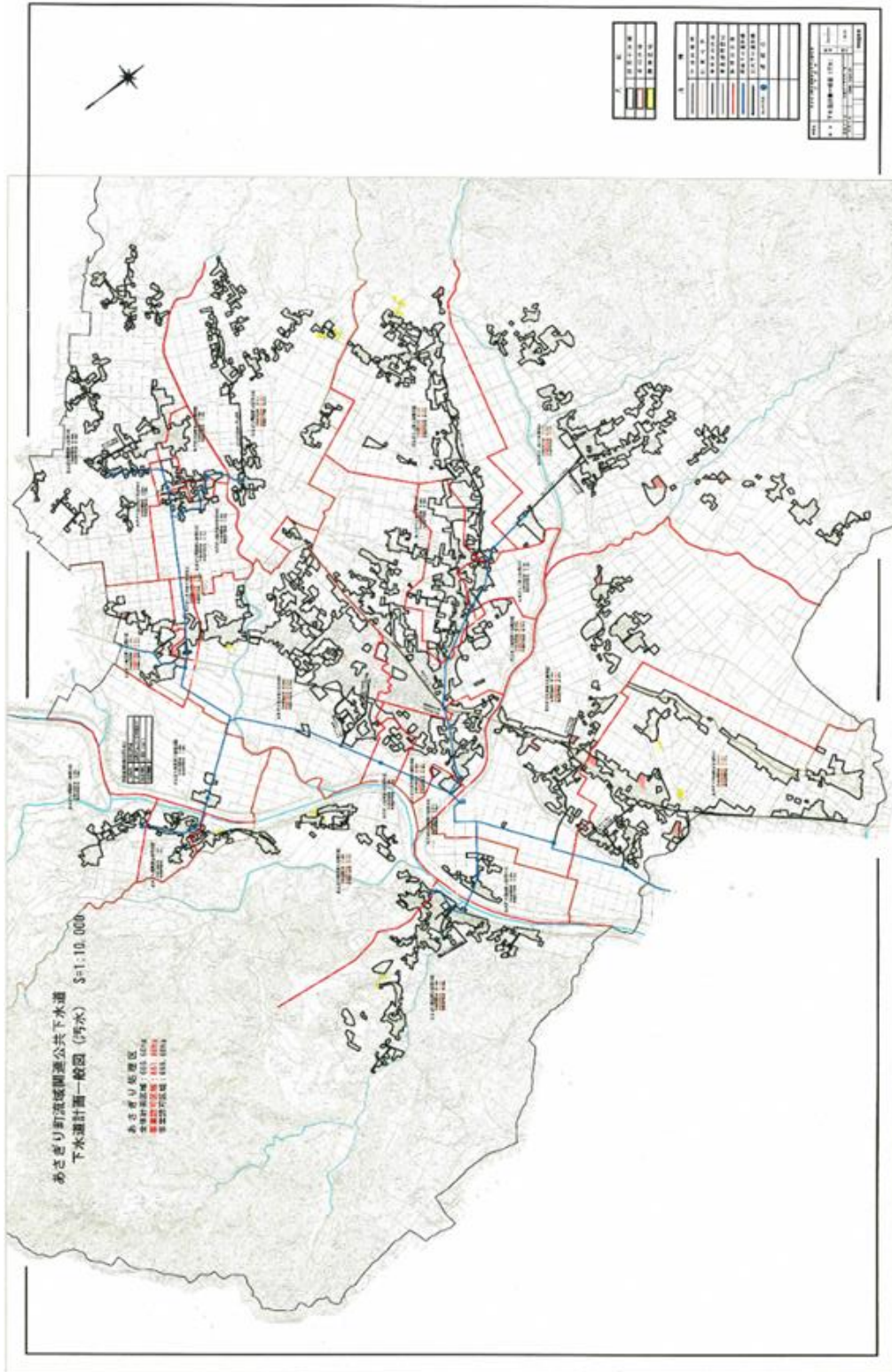
図表 2-13 事業計画の概要

項目		計画	令和2年度実績	
下水道排除方式		分流式		
計画処理区域 (ヘクタール)		668.1	668.1	
汚水排水計画	計画処理人口 (人)	11,840	10,510	
	家庭汚水量原単位 (地下水量含む) L/人・日	日平均	260	260
		日最大	325	287
	家庭汚水量 m ³ /日	日平均	3,078	2,736
		日最大	3,848	3,014
	工場事業場等排水量 m ³ /日	日平均	344	382
		日最大	344	493
	計画汚水量 m ³ /日	日平均	3,430	3,118
		日最大	4,200	3,507

2. 2 処理区域

処理区域は、以下の図に示す範囲です。

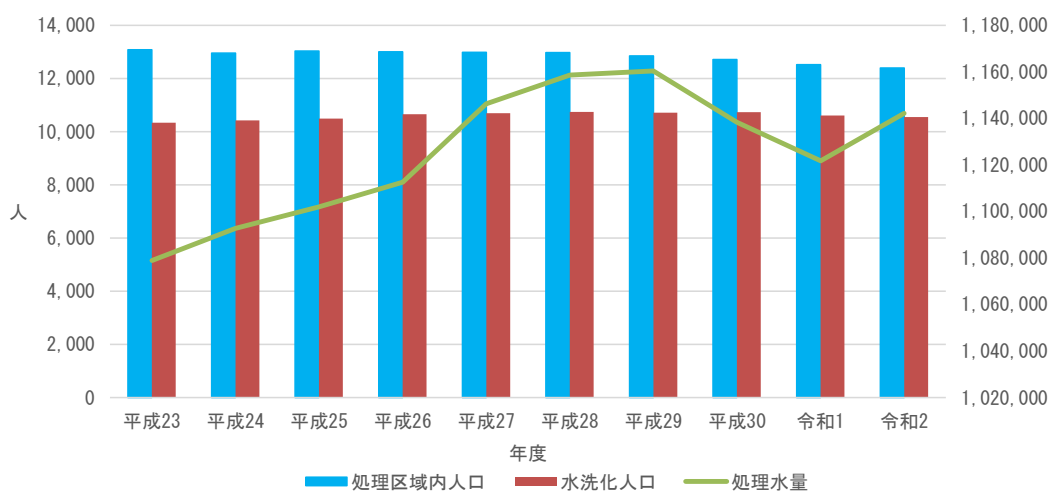
図表 2-1 4 処理区域



2. 3 業務実績

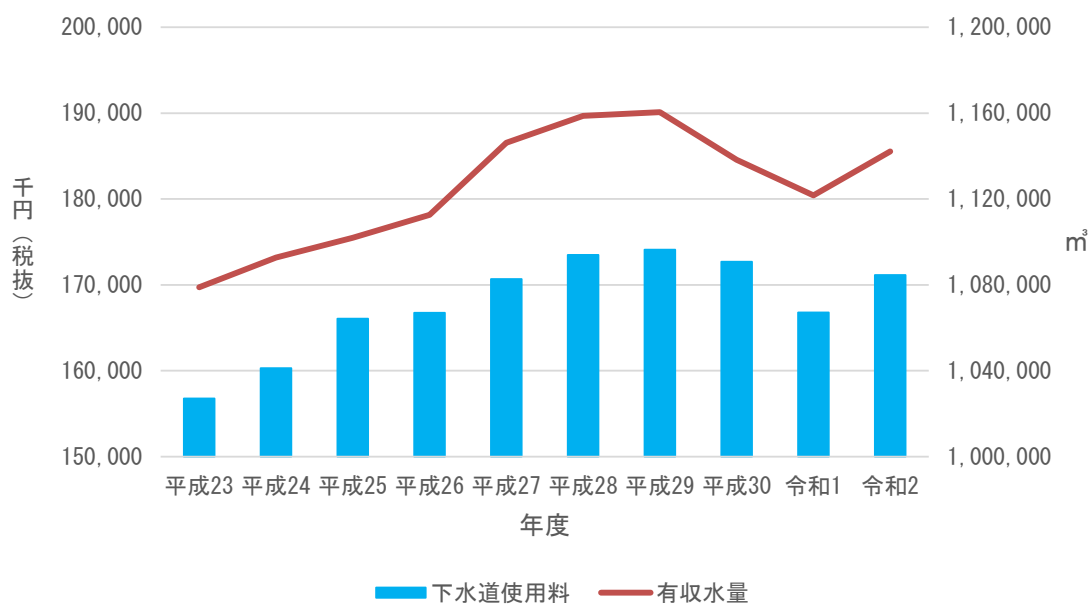
処理区域内人口は、全国的な趨勢と同じく減少傾向にあり、過去 10 年間で 689 人の減少となっています。一方、水洗化人口は 217 人の増加となっています。また、処理水量は平成 29 年度まで増加傾向にあり、その後減少しましたが、令和 2 年度に再び増加しています。

図表 2-1 5 処理区域内人口、水洗化人口及び処理水量の推移



料金算定の基となる有収水量は、平成 29 年度まで増加傾向にあり、その後減少しましたが、令和 2 年度に再び増加しています。一方、下水道使用料は、平成 29 年度以降減少傾向にあります。令和 2 年度は、令和 2 年 7 月豪雨による被災地に対する基本料金免除等の影響により大幅に減少しています。

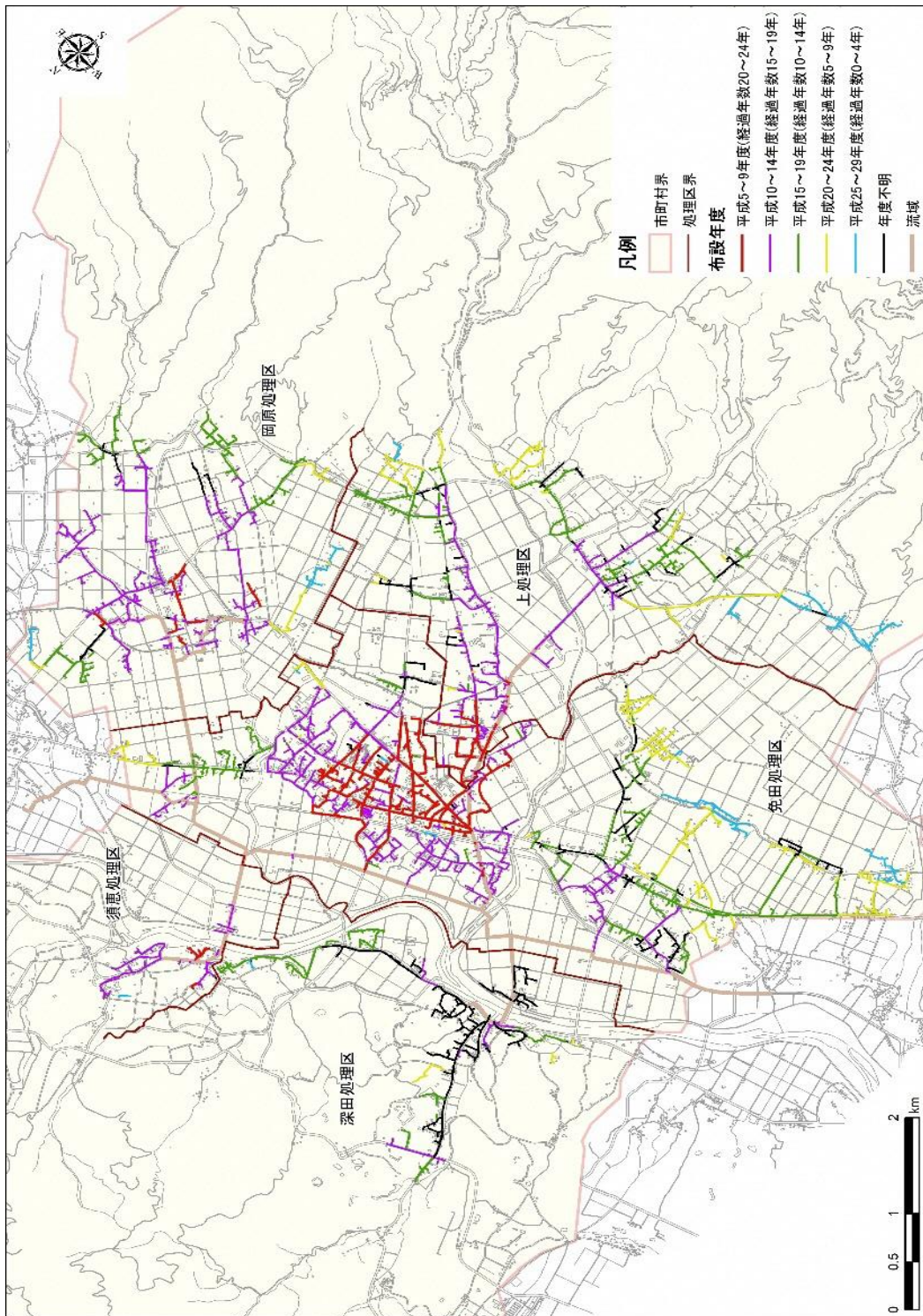
図表 2-16 下水道使用料と有収水量の推移



2. 4 施設

本町の現在の下水道管渠布設延長は 172 km、マンホールポンプ場は 46 基です。引き続き、計画的な点検・調査及び修繕・改築をしていきます。

図表 2-1 7 下水道管渠布設延長



図表 2-18 マンホールポンプ一覧表

NO,	管理名及び番号			NO,	管理名及び番号		
1	上地区	MP-1	柳別府	24	免田地区	MP-14	永才
2	上地区	MP-2	田中	25	免田地区	MP-15	築地
3	上地区	MP-3	井上	26	免田地区	MP-16	築地
4	上地区	MP-4	宮川橋	27	免田地区	MP-17	吉井
5	上地区	MP-5	秋時	28	免田地区	MP-18	築地
6	上地区	MP-6	麓	29	免田地区	MP-19	永才
7	上地区	MP-7	下西別府	30	岡原地区	MP-1	桧山
8	上地区	MP-9	麓	31	岡原地区	MP-2	熊野
9	上地区	MP-10	神殿原	32	岡原地区	MP-3	竹野
10	上地区	MP-11	榎田	33	岡原地区	MP-4	宮麓
11	上地区	MP-1	榎田	34	岡原地区	MP-5	宮麓
12	免田地区	MP-1	吉井	35	岡原地区	MP-6	宮麓
13	免田地区	MP-2	吉井	36	岡原地区	MP-7	竹野
14	免田地区	MP-3	吉井	37	須恵地区	MP-1	覚井
15	免田地区	MP-4	吉井	38	須恵地区	MP-2	覚井
16	免田地区	MP-6	久鹿	39	深田地区	MP-1	向町
17	免田地区	MP-7	久鹿	40	深田地区	MP-2	内山
18	免田地区	MP-8	二子	41	深田地区	MP-3	植深田
19	免田地区	MP-9	吉井	42	深田地区	MP-4	庄屋
20	免田地区	MP-10	築地	43	深田地区	MP-5	庄屋
21	免田地区	MP-11	黒田	44	深田地区	MP-6	庄屋
22	免田地区	MP-12	黒田	45	深田地区	MP-7	古草城
23	免田地区	MP-13	永才	46	深田地区	MP-8	古草城

2. 5 下水道料金体系

現在の下水道料金体系は、基本料金と従量料金の二部料金制を採用しています。下水道料金は、「あさぎり町下水道条例 第28条」により、以下のように定められています。

図表 2-19 下水道料金体系

種別	料率	基本料金		超過料金
		水量	料金	1 m ³ につき
一般		8 m ³	1,200 円/月	150 円
公衆浴場		1 m ³ 当たり 30 円		

(税抜)

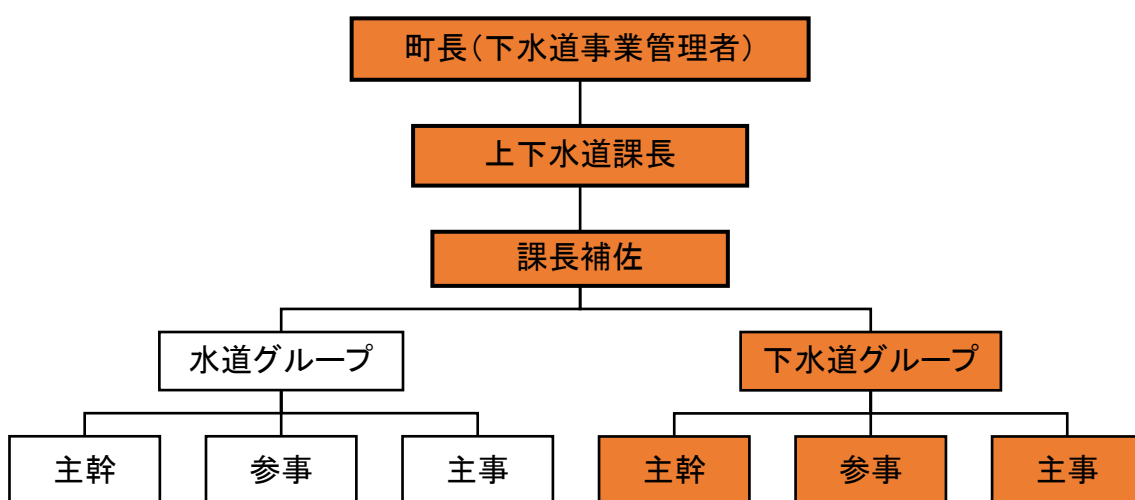
2. 6 組織

組織体制、職員数は以下の通りです。

1) 組織体制

組織体制は、町長（下水道事業管理者）を筆頭に、上下水道課長、各職員の構成となっています。

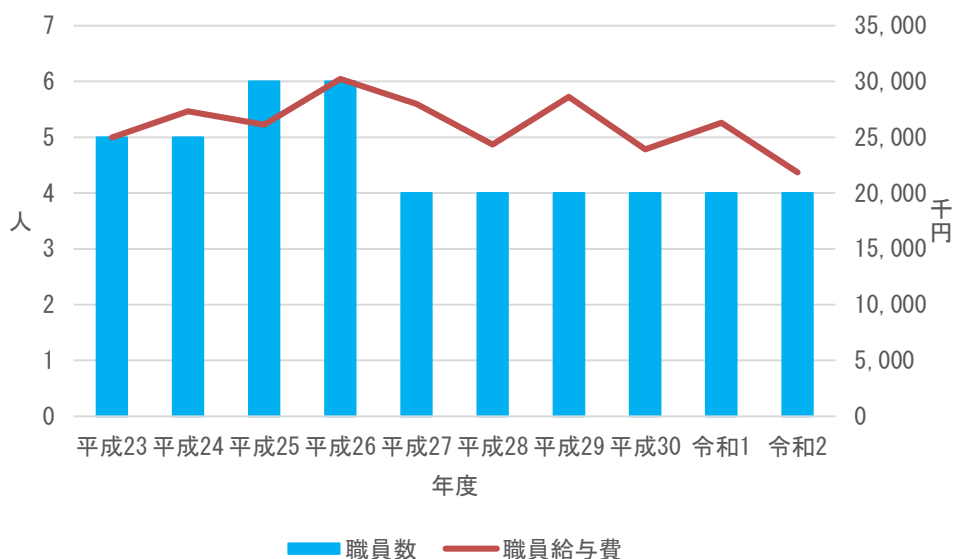
図表 2-20 組織体制



2) 職員数及び職員給与費

下水道事業会計において支出を行っている職員数及び職員給与費の10年間の推移は以下の通りです。

図表 2-2 1 職員数及び職員給与費の推移



2. 7 これまでの主な経営健全化の取り組み

本町の特定環境保全流域下水道事業は、平成5年11月に事業認可を受け、平成11年4月に供用開始し、平成27年度に計画処理区域666.6haの整備を完了しています。

流域下水道事業は、①行政区域にとらわれずに効率的に水質保全を図れる、②週末処理場が集約でき、建設費・維持管理費が軽減できる、③水量、水質が平準化され、水処理の安定化を図れる、④関係町村の下水道の整備が一体的に実施できるといった効果がもたらされました。

平成30年度には「あさぎり町ストックマネジメント基本計画」を策定しました。本計画では、管路施設及びマンホールポンプ施設の現状を整理し、リスクの特定と評価を行いました。さらに、施設管理の目標を設定し、長期的な改築事業のシナリオを設定しています。

また、令和2年度、地方公営企業法を適用し、公営企業会計を導入しました。これにより、資産や経営状態の的確な把握等の効果が期待できます。

第3章 経営指標による評価

3.1 類似団体との比較

ここでは、類似団体※1との各経営指標の比較による評価を行います。

経営指標は、経営の健全化・効率性及び施設の老朽化の状況を示す指標です。

令和2年度の実績値及び類似団体値は、次の通りです。

図表3-1 経営指標の類似団体比較（令和2年度決算）

（単位：％）

項目	本町 【特定環境保全公共下水道】 (類似団体平均)	本町 【簡易排水】 (類似団体平均)	備考
経営の健全化・効率性			
(1) 経常収支比率	114.05 (105.78)	75.55 (88.54)	経営の健全性
(2) 累積欠損金比率	0.00 (63.96)	83.45 (1,351.99)	経営の健全性
(3) 流動比率	25.15 (44.24)	0.43 (205.90)	資産の余力度
(4) 企業債残高 対事業規模比率	132.69 (1,258.43)	58.98 (126.26)	債務の負担
(5) 経費回収率	89.34 (73.36)	49.96 (35.87)	経営の効率性
(6) 汚水処理原価	167.66 (224.88)	320.37 (528.78)	経営の単位経費
(7) 施設利用率	- (42.40)	- (26.11)	施設の活用度
(8) 水洗化率	85.10 (84.19)	95.56 (94.97)	施設の効率性
老朽化の状況			
(1) 有形固定資産 減価償却率	2.92 (21.36)	3.24 (32.49)	施設老朽化の度合
(2) 管渠老朽化率	0.00 (0.01)	0.00 (0.00)	管路老朽化の状況
(3) 管渠改善率	0.00 (0.39)	0.00 (0.00)	管路耐震性の度合

※1 類似団体は、汚水処理区域内人口が1万人以上1.5万人未満の団体

3. 2 各指標の評価

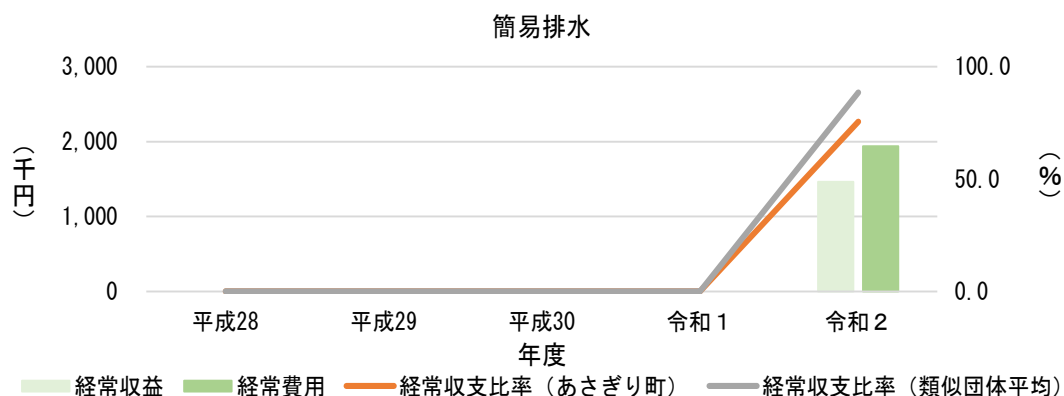
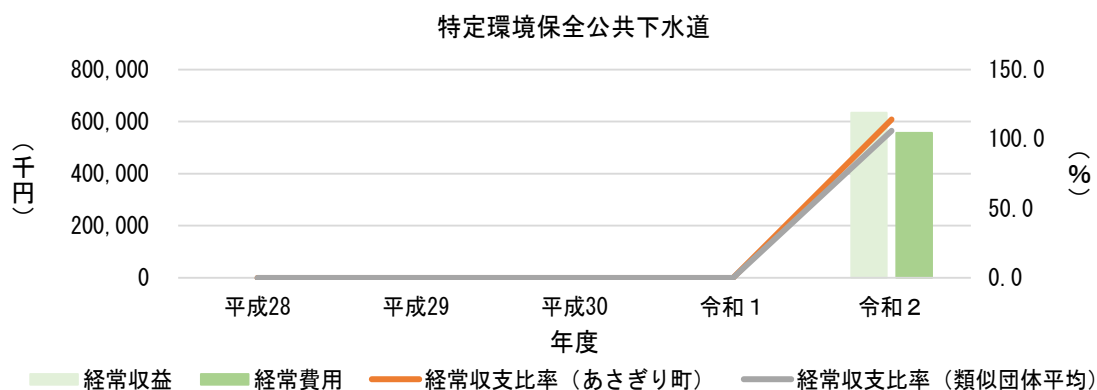
1) 経営の健全性・効率性

(1) 経常収支比率

本指標は、当該年度において、料金収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。

$$\text{経常収支比率 (\%)} = \frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$$

令和2年度	経常収益 (千円)	経常費用 (千円)	経常収支比率 (%)
特定環境保全公共下水道	634,563	556,382	114.05
簡易排水	1,465	1,939	75.55



当該指標は、単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要です。本町では、特定環境保全公共下水道事業は100%以上であり、健全な経営状態である一方、簡易排水事業で100%未満となっており、更なる費用削減等の経営改善に向けた取り組みが必要であることがわかります。

(2) 累積欠損金比率

本指標は、営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した欠損金のこと）の状況を表す指標です。

$$\text{累積欠損金比率 (\%)} = \frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$$

令和2年度	当年度未処理欠損金 (千円)	営業収益 (千円)	受託工事収益 (%)	累積欠損金比率 (%)
特定環境保全公共下水道	0	172,034	0	0.00
簡易排水	474	568	0	83.45

特定環境保全公共下水道



簡易排水



当該指標は、累積欠損金が発生していないことを示す0%であることが求められます。

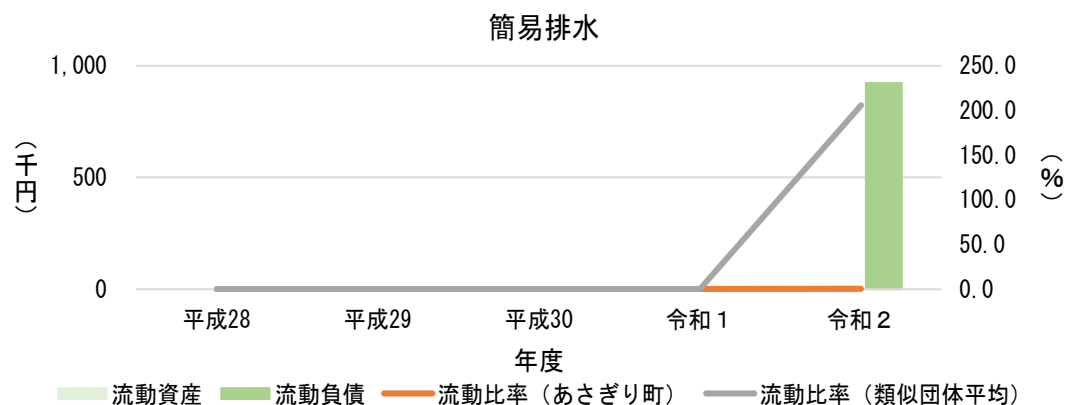
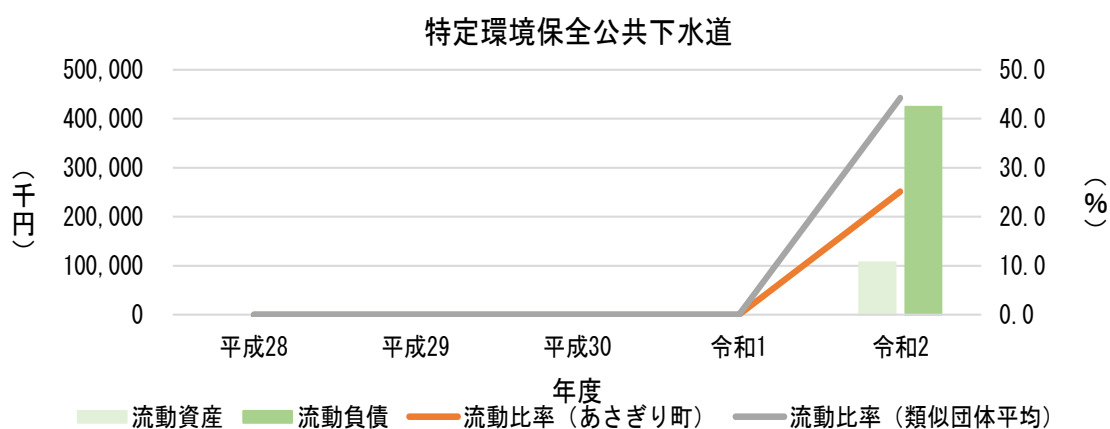
本町では、特定環境保全公共下水道事業は0%であり、健全な経営状態である一方、簡易排水事業で累積欠損金が発生しており、更なる経営改善を図る必要があるとがわかります。

(3) 流動比率

本指標は、短期的な債務に対する支払能力を表す指標です。

$$\text{流動比率 (\%)} = \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$$

令和2年度	流動資産 (千円)	流動負債 (千円)	流動比率 (%)
特定環境保全公共下水道	106,776	424,508	25.15
簡易排水	4	923	0.43



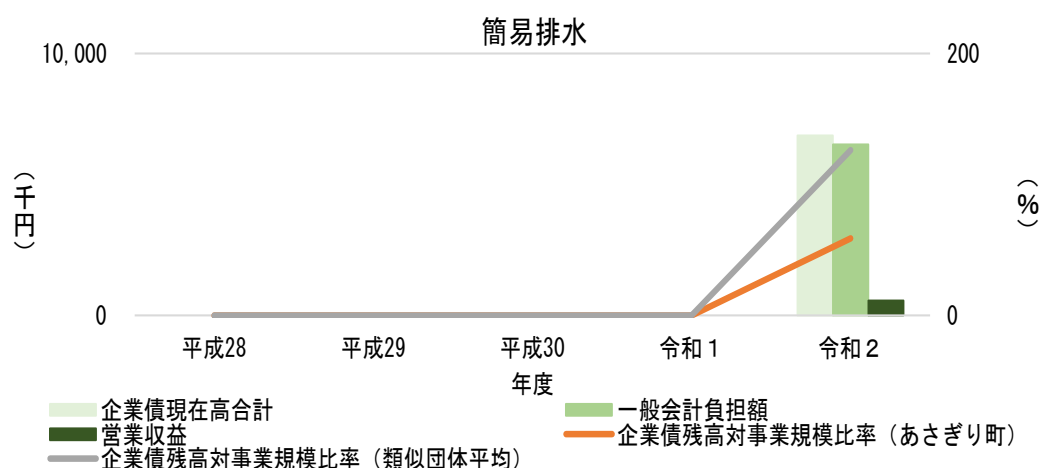
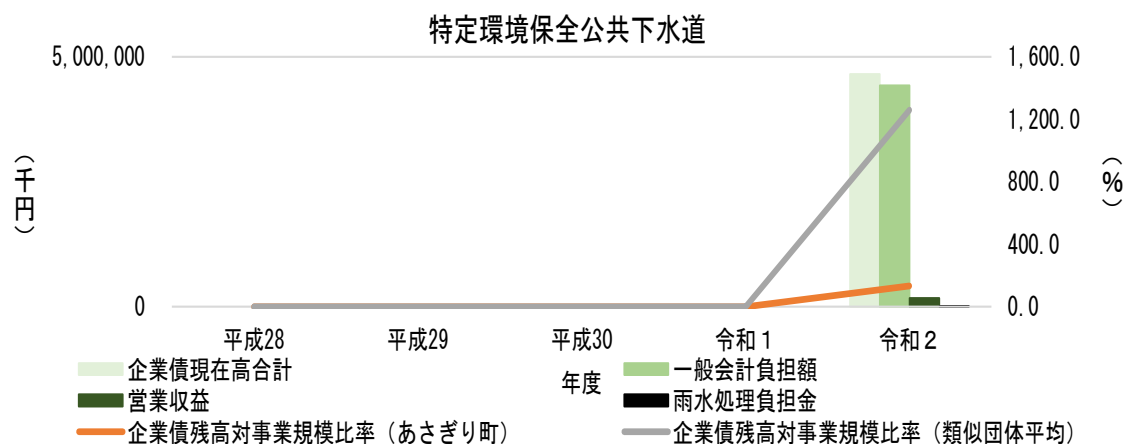
当該指標は、1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示す100%以上となっていることが必要です。一般的に100%を下回るということは、1年以内に現金化できる資産で、1年以内に支払わなければならない負債を賄っておらず、支払能力を高めるための経営改善を図っていく必要があります。本町では、特定環境保全公共下水道、簡易排水事業ともに100%未満となっており、支払能力を高めるための経営改善を図る必要があることがわかります。

(4) 企業債残高対事業規模比率

本指標は、料金収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高規模を表す指標です。

$$\text{企業債残高対事業規模比率 (\%)} = \frac{\text{企業債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$$

令和2年度	企業債現在高合計 (千円)	一般会計負担額 (千円)	営業収益 (千円)	受託工事収益 (千円)	雨水処理負担金 (千円)	企業債残高対事業規模比率 (%)
特定環境保全公共下水道	4,653,806	4,426,831	1721,034	0	982	132.69
簡易排水	6,867	6,532	568	0	0	58.98



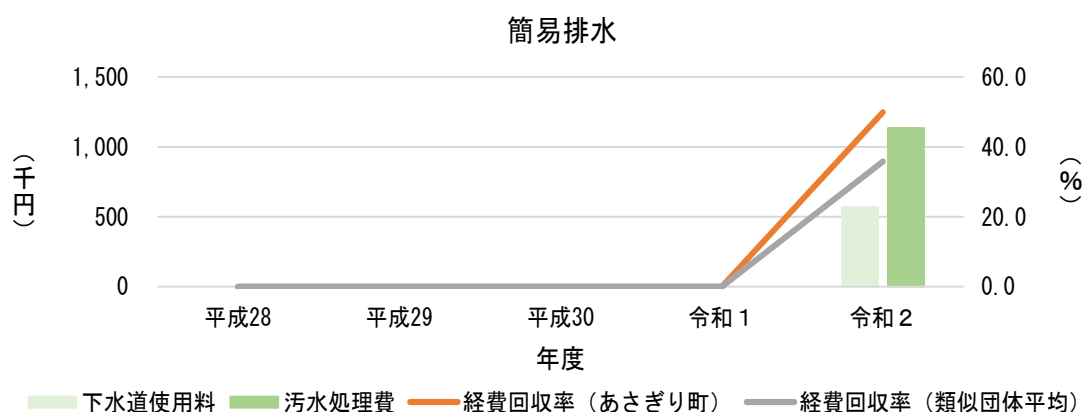
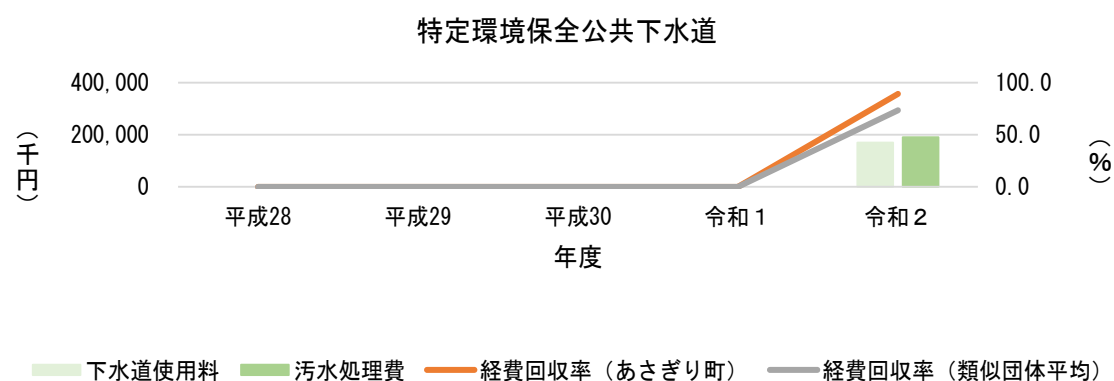
当該指標については、明確な数値基準はないと考えられるため、経年比較や類似団体との比較により本町の置かれている状況を把握します。本町は類似団体平均と比較して比率が低く、計画的な投資や起債の成果が伺えます。

(5) 経費回収率

本指標は、使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能です。

$$\text{経費回収率 (\%)} = \frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費 (公費負担分を除く)}} \times 100$$

令和2年度	下水道使用料 (円/m ³)	汚水処理費 (円/m ³)	経費回収率 (%)
特定環境保全公共下水道	170,563	190,906	89.34
簡易排水	568	1,137	49.96



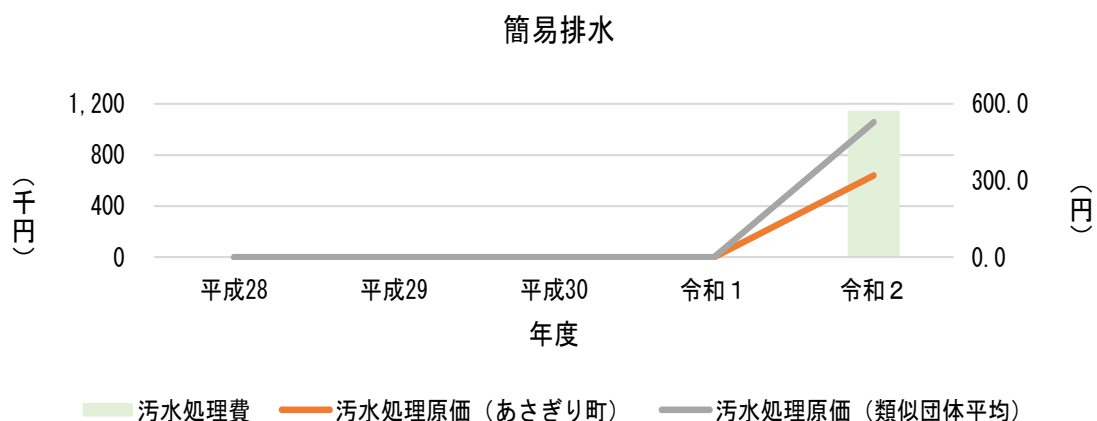
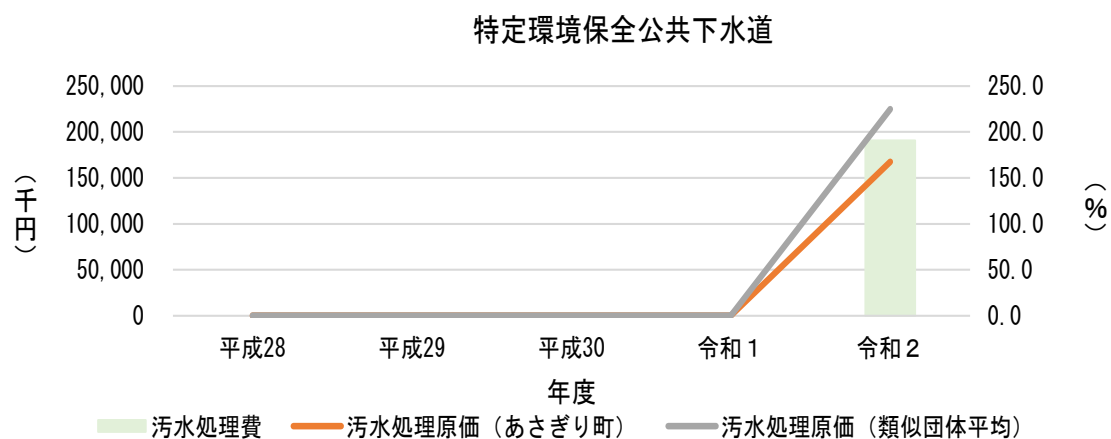
当該指標は、使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す100%以上であることが必要であり、100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味します。本町は、特定環境保全公共下水道事業、簡易排水事業共に100%を下回っており、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要であることがわかります。

(6) 汚水処理原価

本指標は、有収水量 1 m³あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表す指標です。

$$\text{汚水処理原価 (円)} = \frac{\text{汚水処理費 (公費負担分を除く)}}{\text{年間有収水量}} \times 1,000$$

令和2年度	汚水処理費 (千円)	年間有収水量 (m ³)	汚水処理原価 (円)
特定環境保全公共下水道	190,906	1,138,647	167.66
簡易排水	1,137	3,549	320.37



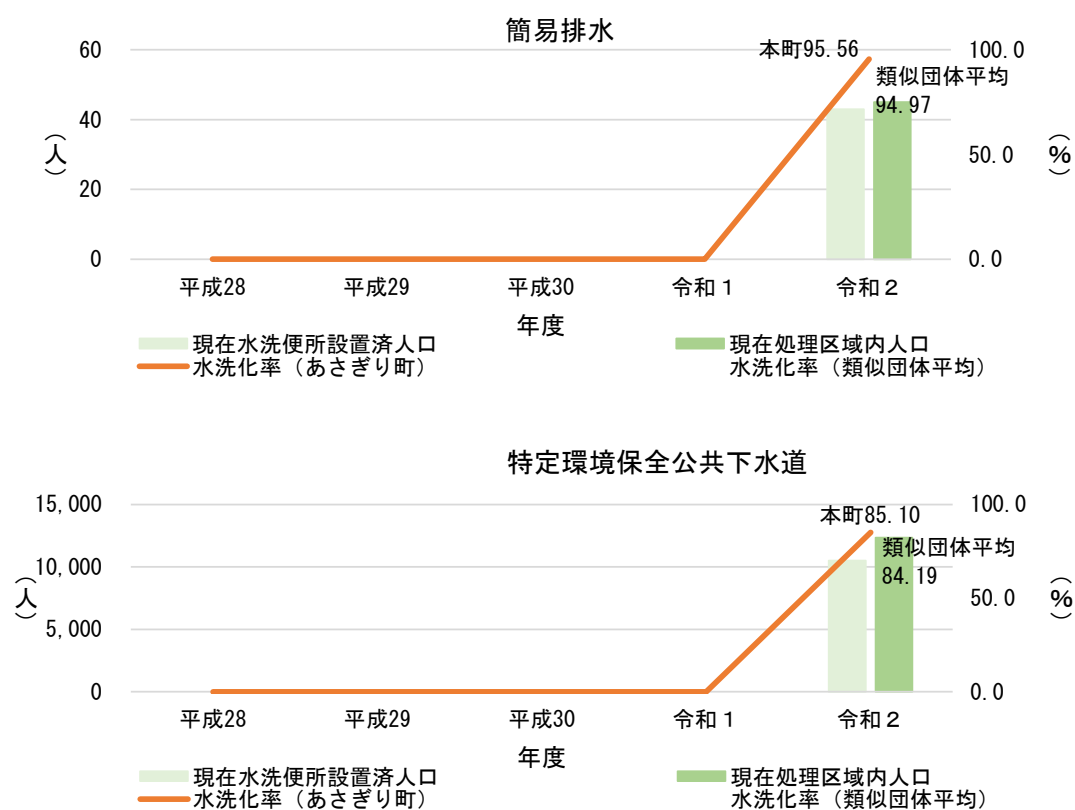
当該指標については、明確な数値基準はないと考えられるため、経年比較や類似団体との比較により本町の置かれている状況を把握します。本町は類似団体平均と比較して有収水量あたりの汚水処理にかかる費用が低いことがわかります。

(7) 水洗化率

本指標は、現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理をしている人口の割合を表した指標です。

$$\text{水洗化率 (\%)} = \frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$$

令和2年度	現在水洗便所設置済人口 (人)	現在処理区域内人口 (人)	水洗化率 (%)
特定環境保全公共下水道	10,510	12,350	85.10
簡易排水	43	45	95.56



当該指標は、公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から、100%となっていることが望ましいと言えます。一般的に数値が100%未満である場合、汚水処理が適切に行われておらず、水質保全の観点から問題が生じる可能性があることや、使用料収入の増を図るため、水洗化率向上の取り組みが必要です。本町は、100%未満であり、引き続き、費用対効果の検証を踏まえた取り組みが必要です。

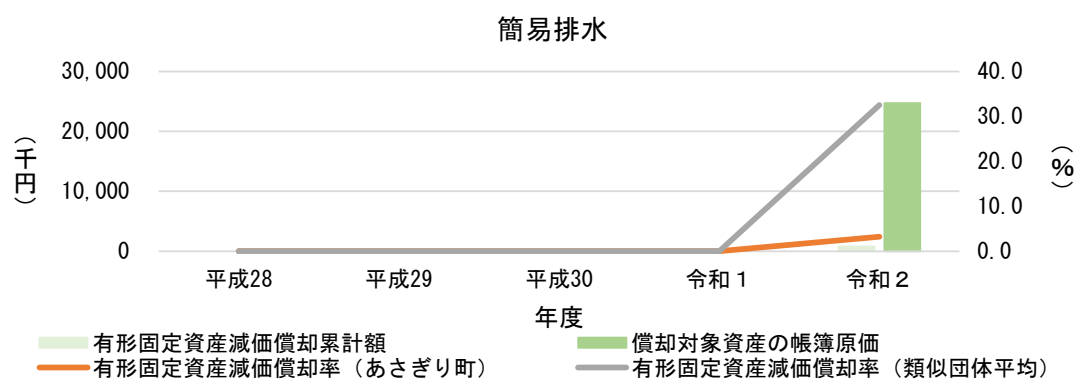
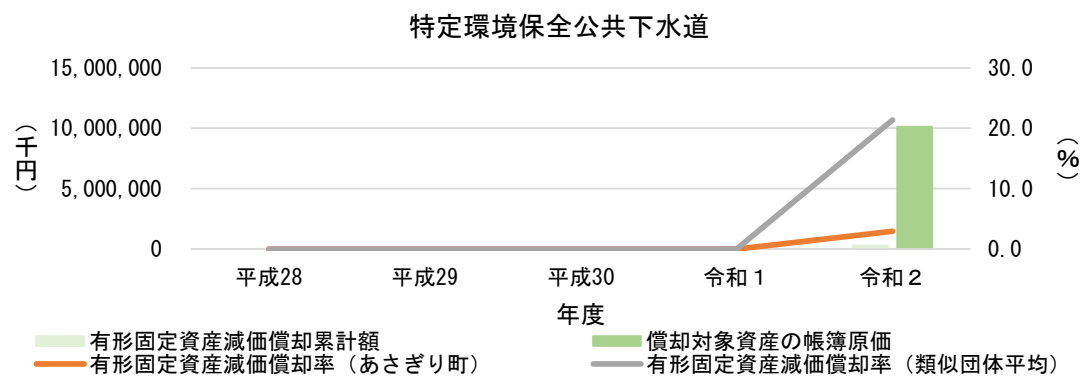
2) 老朽化の状況

(1) 有形固定資産減価償却率

本指標は、有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示しています。

$$\text{有形固定資産減価償却率 (\%)} = \frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$$

令和2年度	有形固定資産 減価償却累計額 (千円)	有形固定資産のうち 償却対象資産の帳簿原価 (千円)	有形固定資産 減価償却率 (%)
特定環境保全公共下水道	295,894	10,127,294	2.92
簡易排水	802	24,739	3.24



当該指標については、明確な数値基準はないと考えられるため、経年比較や類似団体との比較により本町の置かれている状況を把握します。一般的には数値が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示しており、将来の施設の更新等の必要性を推測することができます。本町の数値は、令和2年度公営企業会計化による減価償却累計額のため単純な比較分析は出来ませんが、類似団体平均と比較して低く、管渠の更新は当面見込まれないことを示しています。

(2) 管渠老朽化率

本指標は、法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表す指標で、管渠の老朽化度合を示しています。

$$\text{管渠老朽化率 (\%)} = \frac{\text{法定耐用年数を経過した管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$$

令和2年度	法定耐用年数を経過した管渠延長 (k m)	下水道布設延長 (k m)	管渠老朽化率 (%)
特定環境保全公共下水道	0	171	0.00
簡易排水	0	1	0.00



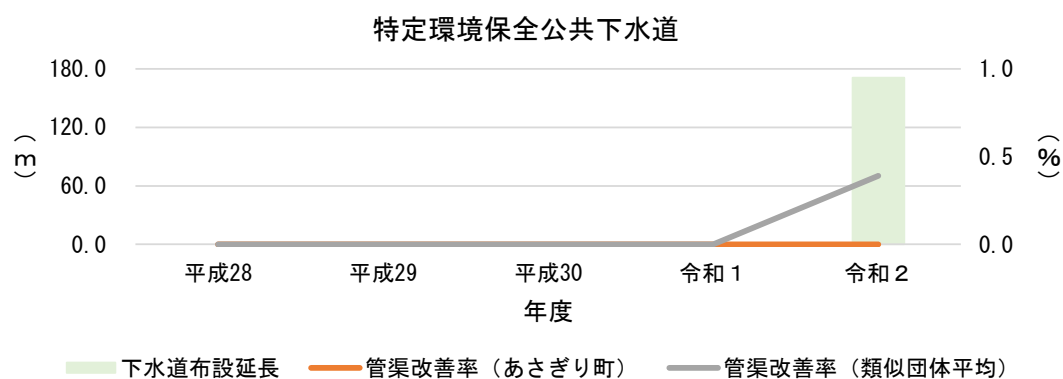
当該指標については、明確な数値基準はないと考えられるため、経年比較や類似団体との比較により本町の置かれている状況を把握します。一般的に数値が高い場合は、法定耐用年数を経過した管渠を多く保有しており、管渠の改善等の必要性を推測することができます。本町には、法定耐用年数を経過した管渠はなく、管渠の更新は当面見込まれないことがわかります。

(3) 管渠改善率

本指標は、当該年度に更新した管渠延長の割合を表す指標で、管渠の更新ペースや状況を把握できます。

$$\text{管渠改善率 (\%)} = \frac{\text{改善 (更新・改良・維持) 管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$$

令和2年度	改善 (更新・改良・維持) 管渠延長 (k m)	下水道布設延長 (k m)	管渠改善率 (%)
特定環境保全公共下水道	0	171	0.00
簡易排水	0	1	0.00



当該指標については、明確な数値基準はないと考えられますが、数値が2%の場合、全ての管路を更新するのに50年かかる更新ペースであることが把握できます。

本町には、法定耐用年数を経過した管渠はなく、管渠の更新は当面見込まれないため、本指標は類似団体平均と比較して低い数値となります。

第4章 将来の事業環境

4.1 処理区域内人口の予測

1) 推計方法

(1) 行政区域内人口

行政区域内人口の推計にあたっては、国立社会保障・人口問題研究所の推計値を採用しています。なお、中間年度は比例補間とします。

(2) 処理区域内人口

処理区域内人口は、現況の下水道区域内外比が継続していくものとし、現況（令和2年度）の比率により区域内の人口を算出します。

4.2 有収水量・処理水量の予測

有収水量、処理水量の推計にあたっては、「熊本県流域下水道事業経営戦略」（令和3年3月）の基礎情報を採用しています。ただし、算出根拠となる人口推計値については、国立社会保障・人口問題研究所の推計値を採用しています。なお、中間年度は比例補間とします。

その他、長期予測結果は以下の通りです。

4.3 人口及び有収水量・処理水量予測結果

図表4-1 人口及び有収水量・処理水量予測

年度	行政区域内人口（人）	処理区域内人口（人）	有収水量（千m ³ /日）	処理水量（m ³ /日）
令和4	13,844	11,471	1,206	1,206
令和5	13,602	11,270	1,189	1,189
令和6	13,359	11,068	1,171	1,171
令和7	13,116	10,867	1,144	1,144
令和8	12,883	10,674	1,124	1,124
令和9	12,651	10,482	1,105	1,105
令和10	12,418	10,289	1,085	1,085
令和11	12,186	10,096	1,066	1,066
令和12	11,953	9,904	1,046	1,046
令和13	11,736	9,724	1,027	1,027

4. 4 料金収入の収支の見通し

1) 推計方法と推計結果

推計方法は、有収水量予測による年間総水量×使用料単価により行います。なお、使用料単価は令和2年度実績値の149.84円とします。

これによると、目標年度である令和13年度の料金収入は、対令和2年度実績で14.8%の減少となります。

図表4-2 料金収入の見通し

年度	年間総有収水量 (m ³)	使用料単価 (円・税抜)	料金収入 (千円・税抜)	収益的 収支の試算 (千円・税抜)
令和2	1,142,196	149.84	171,132	72,246
令和4	1,205,962	149.84	180,894	74,561
令和5	1,188,887		178,333	69,859
令和6	1,170,515		175,577	80,545
令和7	1,144,174		171,626	77,894
令和8	1,124,558		168,684	75,816
令和9	1,105,039		165,756	73,581
令和10	1,085,475		162,821	71,327
令和11	1,065,821		159,873	69,137
令和12	1,046,261		156,939	66,952
令和13	1,026,507		153,976	61,030

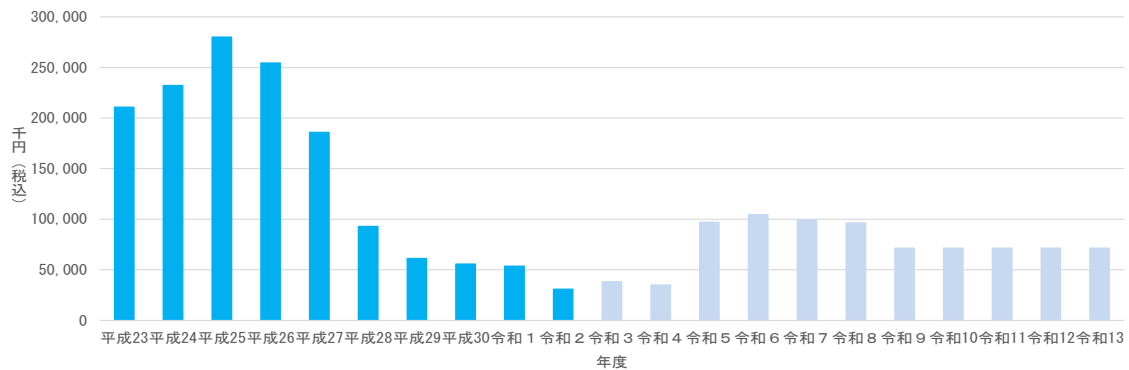
4. 5 施設の見直し

計画期間中に必要な事業費は以下の通りです。

図表 4-3 施設の見直し (単位：千円・税込)

年度	事業費	主な事業計画			
令和 4	35,014	マンホールト イレ実施設計	舗装本復旧工事/ 公共汚水柵工事		
令和 5	88,575	マンホールト イレ設置工事	舗装本復旧工事/ 公共汚水柵工事	耐震化汚水管渠 更生工事	マンホールポン プ更新工事
令和 6	96,101	マンホールト イレ設置工事	舗装本復旧工事/ 公共汚水柵工事	耐震化汚水管渠 更生工事	マンホールポン プ更新工事
令和 7	90,733	マンホールト イレ設置工事	舗装本復旧工事/ 公共汚水柵工事	耐震化汚水管渠 更生工事	マンホールポン プ更新工事
令和 8	87,734	マンホールト イレ設置工事	舗装本復旧工事/ 公共汚水柵工事	耐震化汚水管渠 更生工事	マンホールポン プ更新工事
令和 9	62,735		舗装本復旧工事/ 公共汚水柵工事	耐震化汚水管渠 更生工事	マンホールポン プ更新工事
令和 10	62,736		舗装本復旧工事/ 公共汚水柵工事	耐震化汚水管渠 更生工事	マンホールポン プ更新工事
令和 11	62,738		舗装本復旧工事/ 公共汚水柵工事	耐震化汚水管渠 更生工事	マンホールポン プ更新工事
令和 12	62,739		舗装本復旧工事/ 公共汚水柵工事	耐震化汚水管渠 更生工事	マンホールポン プ更新工事
令和 13	62,739		舗装本復旧工事/ 公共汚水柵工事	耐震化汚水管渠 更生工事	マンホールポン プ更新工事

図表 4-5 建設改良費の推移



4. 6 組織の見通し

令和3年度3月現在における職員数は、課長以下9名となっており、下水道グループの職員数は、主幹1名、参事1名、主事1名の構成となっています。事業を安定的に継続していくために、各種研修の活用や適切な技術継承により円滑に事業運営できるよう人員体制の構築に取り組む必要があります。

計画期間中の人員については、住民サービスの向上をはじめ業務量の増減も考慮しつつ、施設の維持管理等において第三者委託の可能性を検討し、さらなる適正化に努めてまいります。

第5章 経営戦略の基本方針

5.1 理想像と目標

本町では、下水道事業を運営していく中で、平成30年度に策定したあさぎり町ストックマネジメント基本計画及びあさぎり町球磨川上流流域関連特定環境保全公共下水道事業計画に基づき、具体的な整備を進めてきました。

しかし、施設整備を推進する中、人口減少に伴う使用料収入減、機械設備の経年劣化による更新の増大をはじめ、近年の集中豪雨の増加による被害、地震など大規模災害への対策など、下水道事業を取り巻く環境は厳しさを増しています。そのうえで、将来にわたり、快適で安心な下水道事業を持続するために、経営戦略に基づき、施設の更新等を計画的に実行していく必要があります。そこで、本戦略では、「理想像：将来にわたり 快適で安心な下水道事業を持続させる」を掲げ、「下水道施設を効率的に運用する」、「災害に強いまちを構築する」、「合理的な施設整備（施設能力の適正化・計画的な施設更新）により、将来世代の負担の増加を抑制し、健全な事業運営を目指す」ことを目標とします。

5.2 経営指標における目標の設定

ここでは、令和13年度における経営指標の目標値を次のように設定します。

図表5-1 経営指標の目標値

(単位：%)

項目	本町【特定環境保全 公共下水道】 (類似団体平均)	本町【簡易排水】 (類似団体平均)	目標値
経営の健全化・効率性			
(1) 経常収支比率	114.05 (105.78)	75.55 (88.54)	100以上
(2) 累積欠損金比率	0.00 (63.96)	83.45 (1,351.99)	0.00

(3) 流動比率	25.15 (44.24)	0.43 (205.90)	100 以上
(4) 企業債残高対 事業規模比率	132.69 (1,258.43)	58.98 (126.26)	-※1
(5) 経費回収率	89.34 (73.36)	49.96 (35.87)	100 以上
(6) 汚水処理原価	167.66 (224.88)	320.37 (528.78)	-※1
(7) 施設利用率	- (42.40)	- (26.11)	-※1
(8) 水洗化率	85.10 (84.19)	95.56 (94.97)	100 以上
老朽化の状況			
(1) 有形固定資産 減価償却率	2.92 (21.36)	3.24 (32.49)	-※1
(2) 管渠老朽化率	0.00 (0.01)	0.00 (0.00)	-※1
(3) 管渠改善率	0.00 (0.01)	0.00 (0.00)	-※1

※1：明確な数値基準がないため、目標値を設定していない。

5. 3 経営戦略の方向性

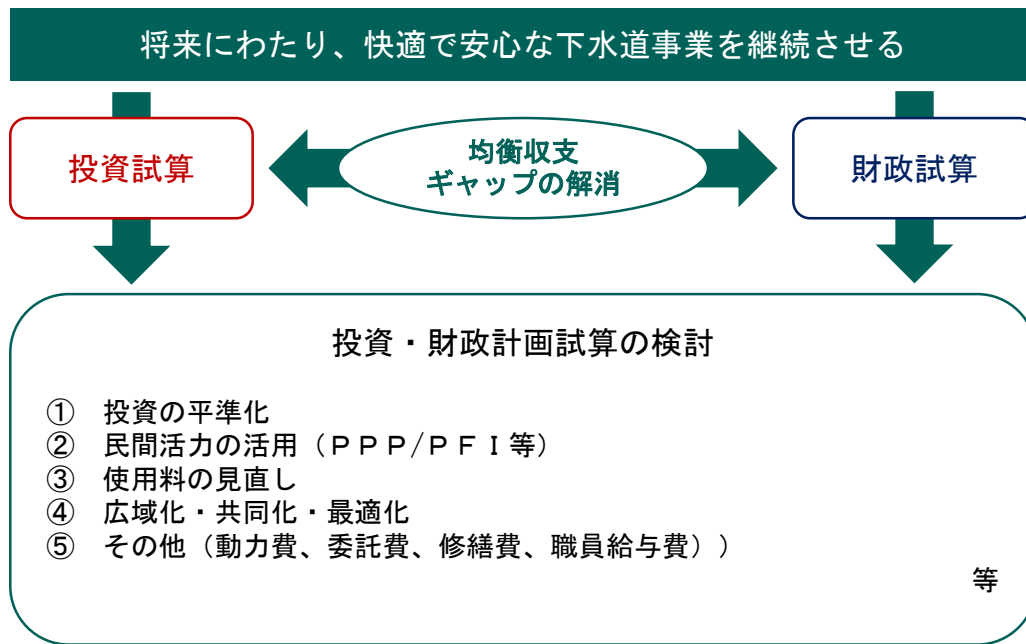
下水道事業は、料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としながら、住民生活に必要な下水道サービスを提供する役割もっています。

しかし、人口減少に伴う使用料収入減、機械設備の経年劣化による更新の増大をはじめ、近年の集中豪雨の増加による被害、地震など大規模災害への対策など、下水道事業をめぐる経営環境は厳しさを増しつつあります。

このため、経営環境の変化に絶えず適切に対応するため、「経営戦略」の策定が求められています。

また、「経営戦略」の策定にあたっては、住民サービスを安定的に継続しつつ、財源を確保することが可能な金額まで投資額を合理化することが必要となります。

図表 5-2 経営戦略の方向性



5. 4 投資の効率化・財政の健全化

1) 投資の平準化

施設の点検・調査を行い、法定耐用年数を超えているマンホールポンプや管渠などの施設の中でも、更新の必要性の高い施設から優先的に投資し、更新の必要性の低い施設については、適切な維持管理により長寿命化を図ります。一部の下水道施設を対象として優先順位等を検討するのではなく、下水道施設全体を対象とした優先順位等の検討を進めていきます。

2) 民間活力の活用 (PPP/PFI等)

マンホールポンプや管渠などの施設の老朽化に伴い改築・更新が必要な場合において、民間資金・ノウハウの活用が効率的・効果的であれば、PPP/PFIの手法により整備することも考えられます。本町においても検討を進めていきます。

3) 使用料の見直し

①将来にわたって安定的に事業を継続していくためには、他会計からの繰入金のみには依存せず、中長期的に自立・安定した経営基盤を築く必要があること、②昨今の厳しい財政状況の中、可能な限り使用料収入により汚水処理原価を回収する必要があること、③中長

期の改築（更新）計画に基づいて資産維持費を算定し使用料対象経費に算入することができること、④使用料収入ではなく、一般会計からの繰入れ（租税収入を財源とする。）により汚水処理原価を回収することは、汚水処理施設が普及していることによりその便宜を享受できる住民とそうでない住民との間に不公平が生じること等を踏まえた上で、使用料の適正化を図ることが重要です。

本町においても、下水道事業の使用料については、「収支ギャップ」解消に係る取組等の合理化・効率化を徹底した場合でも収益確保等が見込めない場合は、上記の観点を踏まえた使用料改定の必要性を検討していきます。

4) 広域化・共同化・最適化

汚水処理施設の事業運営については、職員数の減少による執行体制の脆弱化、施設等の老朽化に伴う大量更新期の到来、人口減少に伴う使用料収入の減少等によりその経営環境は厳しさを増しており、効率的な事業運営が一層求められているところです。

これまでも人口減少等の社会情勢の変化を踏まえ、汚水処理の適正な役割分担のもと、施設の統廃合や下水汚泥の共同処理等の広域化・共同化の検討が進められてきましたが、持続可能な汚水処理事業に向けて、これらに加えて、管理の一体化や事務処理の共同化を推進して、地域で一体となった財政基盤や技術基盤の強化を行う必要があります。

このようななか、国においても、令和4年度までに全ての都道府県において広域化・共同化に関する計画を策定することが、汚水処理施設の広域化を推進するための目標として掲げられたところです。これを受け、熊本県では、熊本県内を7ブロックに分割した広域化・共同化計画を令和4年3月末に策定予定です。

本町においても、熊本県と連携し、近隣市町村とともに下水道事業の広域化・共同化の検討を進めていく方針です。

5) その他（動力費、委託費、修繕費、職員給与費）

個別委託の包括的民間委託への移行、情報通信技術の活用（ICTの活用による業務改善等）、新技術の活用（省エネ技術や長寿命な管渠の導入等）、企業債金利の低減（借入条件の工夫等）、契約条件の合理化（契約期間や発注単位の工夫等）等について、本町においても検討を進めていきます。

第6章 投資・財政計画

6. 1 投資目標

目標	<ol style="list-style-type: none">1. 管渠敷設による道路仮舗装の計画的な本復旧2. マンホールポンプの計画的な更新工事：令和5年度より毎年度1基 ※耐用年数や稼働状況によって判断し、更新工事を計画し実施する。3. マンホールトイレの計画的な設置工事：令和5年度より各指定避難所へ ※防災計画等の関連性を基に、設置工事を計画し実施する。
----	---

6. 2 投資・財政計画のうち収益的収支について

- ・「別紙1」の通り。

6. 3 投資・財政計画のうち資本的収支について

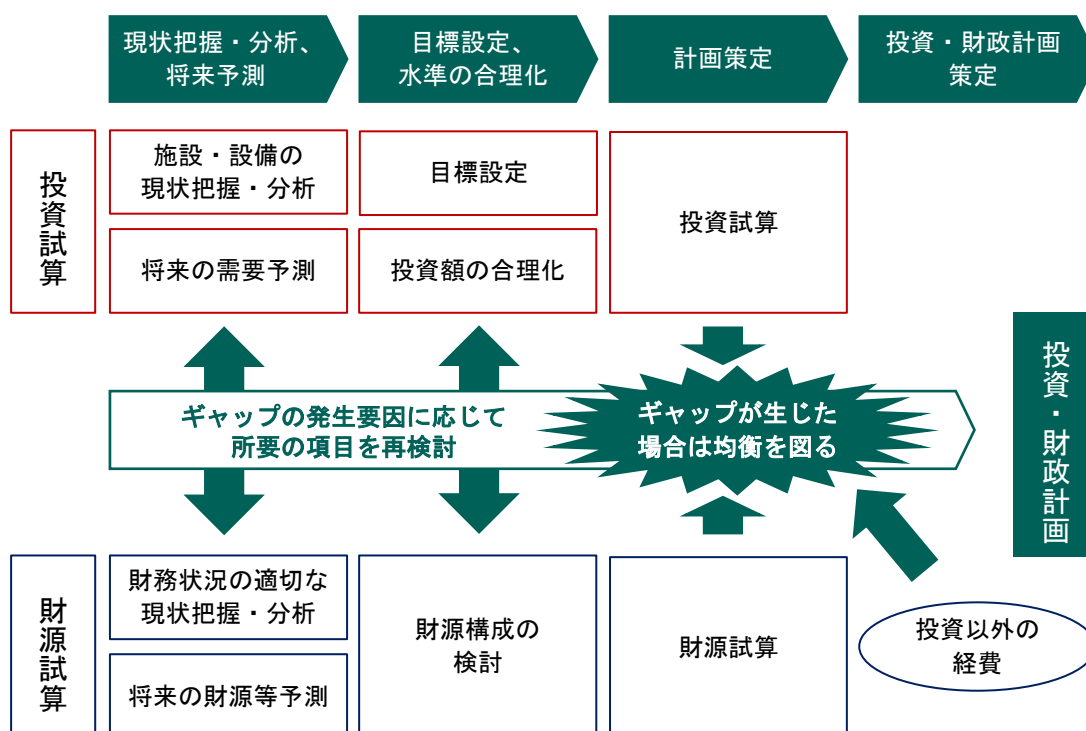
- ・「別紙2」の通り。

6. 4 投資・財政計画について

1) 手順

投資・財政計画は、汚水処理量予測、投資額の設定を踏まえ、以下のフローに従い行います。

図表 6-1 投資・財政計画策定の流れ



2) 条件

- 収益的収支は税抜き、資本的収支は税込み金額とします。
- 算定期間は令和4年度から令和13年度までの10年間とします。
- 各指標の目標値は以下の通りです。
 - ①経常収支比率：100%以上
 - ②累積欠損金比率：0%
 - ③流動比率：100%以上

3) 各勘定項目の設定根拠

図表 6-2 収益的収支の勘定科目

勘定科目		設定根拠	
営業収益	料金収入	有収処理量※1×使用料単価※2 ※1 「熊本県流域下水道事業経営戦略」（令和3年3月）の推計値に、「4. 1 処理区域内人口の予測」における推計値との減少率を乗じて算出 ※2 現在の使用単価	
	その他	雨水処理負担金※3+他町村下水道流入負担金※3+その他営業収益※3 ※3 令和2年度決算値	
営業外収益	補助金	他会計補助金	繰出基準に基づき積み上げ
		その他補助金	国庫補助金※4 ※4 令和2年度決算値×平成15年度合併後の平均伸び率
	長期前受金戻入	「6. 2 投資・財政計画のうち投資・財源について」に基づき算出	
	その他	減債基金利息※5 ※5 減債基金（経緯と今後の計画）より	
営業費用	職員給与費	基本給	平均職員給与費（直近予算額/職員数）×職員数
		その他	法定福利費※6+法定福利費引当金繰入額※6 ※6 平均職員給与費・その他（直近予算額/職員数）×職員数
	経費	動力費	令和2年度決算値×平成28年度～令和2年度の平均伸び率
		修繕費	管渠、ポンプ施設ごとの直近決算値×消費者物価指数の過去5年間の平均伸び率
		材料費	管渠、ポンプ施設ごとの直近決算値×消費者物価指数の過去5年間の平均伸び率
		その他	委託料※7+備消耗品費※7+燃料費※7+通信運搬費※7+貸借料※7+印刷製本費※7+

		公課費※7+食糧費※7+会費負担金※7+保険料※7+排水設備助成金※7+流域下水道維持管理負担金※8 ※7 直近決算値×過去5年間の処理水量の平均伸び率 ※8 熊本県流域下水道経営戦略の本町計画流入量を基に算出
	減価償却費	既存資産・・・固定資産明細予定表による 新規資産・・・耐用年数（下水管渠50年、舗装10年）に基づき算出
営業外費用	支払利息	既発債・・・償還計画による 新規債・・・条件（下水道事業債、過疎対策事業債、資本費平準化債ごとに設定）に基づき算出

図表6-3 資本的収支の勘定科目

勘定科目	設定根拠
企業債	「6.2 投資・財政計画のうち投資・財源について」による
企業債のうち資本費平準化債	
他会計出資金	繰出基準に基づき積み上げ
国（都道府県）補助金	「6.2 投資・財政計画のうち投資・財源について」による
工事負担金	「6.2 投資・財政計画のうち投資・財源について」による
その他	減債基金取崩額※9 ※9 減債基金（経緯と今後の計画）より
建設改良費	「6.2 投資・財政計画のうち投資・財源について」による
建設改良費のうち職員給与費	平均職員給与費（直近予算額÷職員数）×職員数
企業債償還金	既発債・・・償還計画による 新規債・・・条件（下水道事業債、過疎対策事業債、資本費平準化債ごとに設定）に基づき算出
その他	減債基金利息※10 ※10 減債基金（経緯と今後の計画）より

6. 5 投資・財政計画の考察

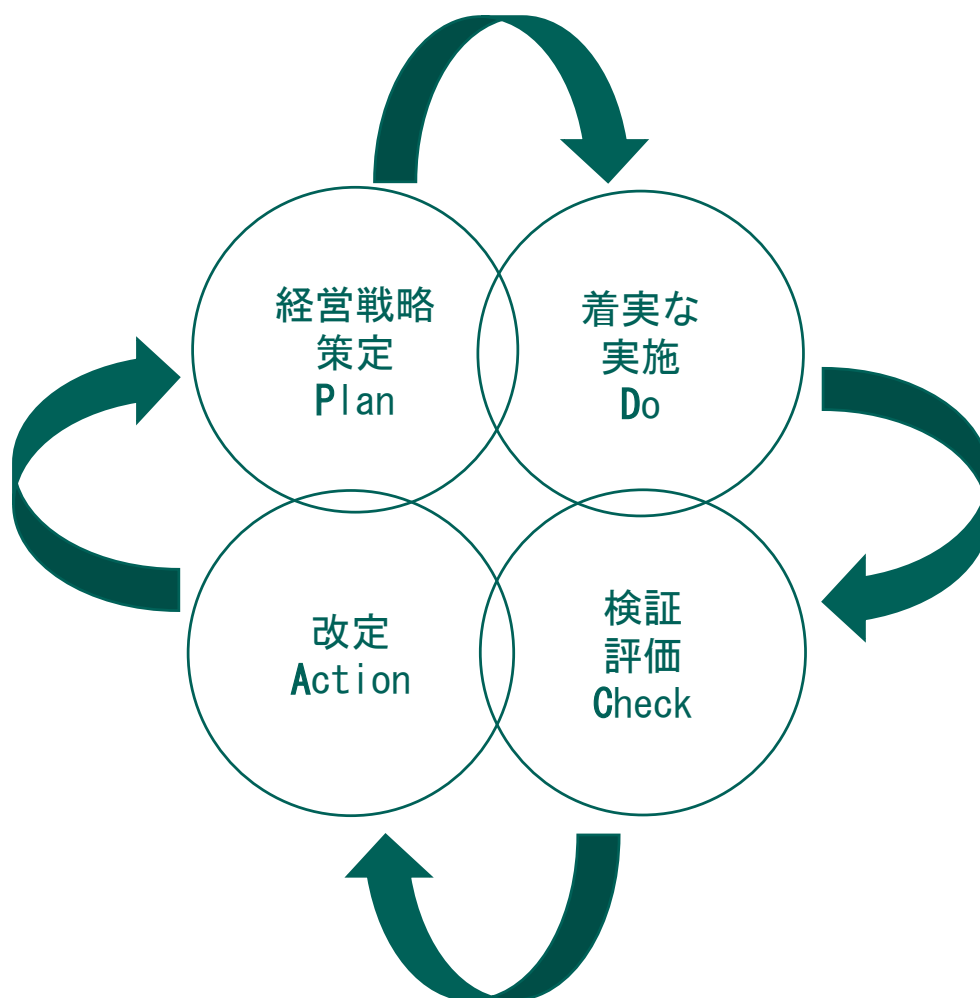
投資・財政計画策定の結果、財源の一つである企業債の起債は必要最低限に抑えながら、法定耐用年数に準じた下水道施設の更新、耐震強化を目的とした施設整備及び「あさぎり町ストックマネジメント基本計画」（平成 30 年 9 月）で設定した施設の更新を計画的に実施する条件において、計画期間である令和 13 年度までの収益的収支の黒字が確保できる見通しとなっています。経常収支比率、流動資産比率においても目標の 100%以上を達成することができ、健全な経営を確保することとなります。

第7章 経営戦略の実施、事後検証、改定

経営戦略は、策定して終わりではなく、まずは、計画の着実な実施を行っていくことが必要です。毎年度の進捗管理（計画と決算の乖離分析）、3～5年毎の検証や評価、そして改定を行っていくというPDCAサイクルを導入して確立させる必要があります。

また、改定の際には、ストックマネジメント等の取り組みの充実により中長期の収支見通し等の精緻化を図りながら、質の向上に努めます。

図表7-1 経営戦略のPDCA



用語説明

【あ行】

○汚水処理原価

有収水量 1 m³あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標（汚水処理費（公費負担分を除く）/年間有収水量）。

【か行】

○簡易排水施設

設置及び管理主体は、地方公共団体。過疎法、半島振興法、山村振興法、離島振興法等に指定された地域で20戸未満の集合処理施設をいう。関係省庁は、農林水産省。

○管渠改善率

当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標（改善 更新・改良・維持 管渠延長 / 下水道布設延長 × 100）。

○管渠老朽化率

法定耐用年数を越えた管渠延長の割合を表した指標（法定耐用年数を経過した管渠延長 / 下水道布設延長 × 100）。

○企業債

地方公営企業が行う建設改良事業等に要する資金に充てるために起こす地方債。

○企業債残高対事業規模比率

料金収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標（企業債現在高合計－一般会計負担額/営業収益－受託工事収益－雨水処理負担金 × 100）。

○行政区域内人口

本町の人口を示す。

○経常収支比率

当該年度において、給水収益や一般会計からの繰入金等の収益で維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標（経常収益/経常費用×100）。

○経営戦略

総務省自治財政局により発出された「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月）のなかでその策定が推進されている、中長期的な経営の基本計画を指す（総務省）。

○経費回収率

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能（下水道使用料/汚水処理費（公費負担分を除く）×100）。

○減価償却

固定資産は、使用によってその経済的価値を減少していくが、この減少額を毎事業年度の費用として配分することを減価償却という。これは、取得原価を耐用年数にわたって徐々に費用化するものであるが、一定の方法により計画的、規則的に行わなければならない。これによって固定資産に投下された資本を回収するもので、この計上額が企業内に留保される。

○減債基金

本町の下水道事業に係る将来にわたる町財政の健全な運営に資するため、下水道事業減債基金を設置し、下水道債の償還に充てる。

○広域化

市町村の行政区域を越えた広域的見地から経営される下水道。近年水道の広域化のイメージは、事業統合に加えて、経営の一体化、管理の一体化、施設の共同化といったソフト面の一体化や連携までを含めた広い概念となっている。

① 事業統合

経営主体も事業も一つに統合された形態をいう。水道法改正(平成13年)以前は、施設が一体的に運用されている事が条件であったが、法改正以降は、必ずしも施設は一体化されていなくても事業統合できることとなった。

② 経営の一体化

経営主体が一つだが、認可上、事業は別の形態をいう。一つの経営主体に複数の水道事業がある場合は、組織は一体であり、経営方針も統一されていると考えられる。例えば、複数事業を行う県営用水供給事業の他、佐賀東部水道企業団のような水道事業と用水供給事業を経営している場合等が挙げられる。

③ 管理の一体化

維持管理業務や総務系の事務処理等を共同実施あるいは共同委託等により業務等を実施する形態をいう。

④ 施設の共同化

取水場、浄水場、水質試験センター、緊急時連絡管等の共同施設を保有する形態(危機管理対策等のソフト的な施策を含む。)をいう。なお、共用施設は運用段階において一体的に管理する場合もある。

○個別委託

個別委託(従来型業務委託)とは、水道事業者の管理下で業務の一部を委託するものであり、水道法上の責任は全て水道事業者等が負うこととなる。

民間企業の専門知識の活用を図ることが出来る一方、水道法上の責任移転を含めた業務委託が出来ないことから、委託可能な範囲が限定的となり、場合によっては、多数の契約手続きにより非効率となることがある。

個別委託の対象業務：定型的業務 メーター検針業務、窓口・受付業務等専門的知識・

技能を必要とする業務。設計、水質検査、電気機械設備の保守点検業務等付随的な業務
清掃、警備等

【さ行】

○指定管理者制度

自治体が住民の福祉増進を目的として設置した施設（公の施設）を、民間事業者や団体等を指定して管理運営させる制度。

○施設利用率

施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標（晴天時一日平均処理水量/晴天時現在処理能力×100）

○資本的収支

収益的収支に属さない収支のうち現金の収支を伴うもので、主として建設改良費及び企業債に関する収支である。収益的収支とともに予算事項の一つである「予定収入及び予定支出の金額」を構成する。（地公企令17条1項・2項）資本的収入には企業債、出資金、国庫補助金等を計上し、資本的支出には建設改良費、企業債償還金等を計上する。

○資本費平準化債

資本費平準化債とは、下水道事業債の償還期間に生ずる元金償還費と原価償還費の差額について起債を認め、世代間の負担の公平を図るために資本費の一部を将来に繰り延べることのできる制度。

○収益的収支

企業の経常的経営活動に伴って発生する収入とこれに対応する支出をいう。資本的収支とともに、予算事項の一つである「予定収入及び予定支出の金額」を構成する。

（地公企令17条1項・2項）収益的収入には給水収益のほか、受取利息等を計上し、収益的支出には人件費、動力費、支払利息、減価償却費等を計上する。

○処理水量

週末処理場における水処理過程において浄化される下水の水量。

○水洗化率

現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標（現在水洗便所設置済人口/現在処理区域内人口×100）

【た行】

○特定環境保全公共下水道

設置及び管理主体は、地方公共団体。農山漁村の生活環境の改善を図るための下水道で処理対象人口が10,000人以下の小規模下水道を特定環境保全公共下水道（通称：特環）という。関係省庁は、国土交通省。

○他会計補助金、他会計出資金

「一般会計繰入金」とも言います。公営企業（水道事業）に対して、経営の健全化を促進し、経営基盤を強化するため、一般会計（町会計）から繰入（補助金、負担金）を行います。その運用基準としては、総務省からの繰出金に関する通知があり、一般会計が負担等すべき経費や基準等が示されています。

○長期前受金戻入

地方公営企業法施行規則第21条第2項の規定により償却した長期前受金の額として収益として整理するもの。

長期前受金は、公営企業会計基準の見直しにより新設されたもので、償却資産の取得に伴い交付される国庫補助金等を計上することとされている。長期前受金は、減価償却資産をどのような財源で賄ったかを明確にしていくためのものであり、いわば会計上の概念。

【は行】

○PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）

行政と民間事業者が連携して、公共サービスの提供を行うことをPPPと呼ぶ。PPP

の中には、P F I、指定管理制度、包括的民間委託なども含まれる。

○P F I (プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)

公共施設等の設計、建築、維持管理、修繕等の業務について、民間事業者の資金とノウハウを活用し包括的に実施するものである。

日本におけるP F Iの事業形態は、公共が民間事業者に一定のサービス対価を支払う、サービス購入型が多い。

また、事業方式としては民間事業者が施設を所有し、契約期間終了後に所有権を公共に譲渡する方式、施設整備後に公共が引続き所有する方式、民間事業者が施設の整備・運営管理を行い、契約期間終了後も民間事業者が施設を保有し続けるか撤去する方式がある。

事業方式による補助金の活用や、民間ノウハウの活用による財政支出の軽減といったメリットがある一方、導入検討から事業者選定までに長期を要することや、従来の仕様書発注と異なる性能発注方式の導入により、実務面の負担が大きい等の課題も多い。

P F Iの対象業務：業務全般を一体的に行うもの。下水道施設の設計、建設、運転管理、施設整備に必要な資金調達等。

○分流式

汚水と雨水を別々の管路施設に集めて排除する下水道方式。汚水はすべて終末処理場で処理し、雨水は川などへ直接放流する。

○包括的民間委託

自治体が住民の福祉増進を目的として設置した施設（公の施設）を受託した民間事業者が創意工夫やノウハウの活用を効率的・効果的に運営できるよう運転管理や保守点検、修繕・改良等の複数の業務を委託すること。

○法適用

地方公営企業法の適用をさす。簡易水道事業等地方公営企業法の適用を受けていない事業は、地方公共団体が特別会計を条例により設置し、一般会計とは別に収支経理を行う会計方法を取り入れている。

「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について（平成27年1月27日総務省自治財政局長）」では、都道府県及び人口3万人以上の市区町村の簡易水道事業及び下水道事業について公営企業会計の適用に移行する必要があることを明記している。

【や行】

○有形固定資産減価償却率

有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示す（有形固定資産減価償却累計額/有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価）×100）。

○有収水量

料金徴収の対象となる水量（各戸メーターによって積算される水量）。

○有収率

有収水量を配水量で除した率（有収水量／一日平均配水量）。

【ら行】

○流動比率

短期的な債務に対する支払能力を表す指標（流動資産/流動負債×100）。

○流域下水道

2以上の市町村からの下水を受け処理するための下水道で、終末処理場と幹線管渠からなり、事業主体は原則として都道府県。

○累積欠損金比率

営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した損失のこと）の状況を表す指標。（当年度未処理欠損金/（営業収益－受託工事収益）×100）。